

## 大田原市告示第42号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、会計管理者をして、会計管理者の権限に属する事務のうち、次表右欄に掲げる事務について、それぞれ同表左欄に掲げる出納員（大田原市財務規則（昭和40年規則第11号）第30条第1項に規定する出納員をいう。以下同じ。）に委任させたので、同法第171条第4項後段の規定により告示する。

会計管理者をして、会計管理者の権限に属する事務のうちその一部を出納員に委任した告示（令和5年告示第62号）は、廃止する。

令和6年4月1日

大田原市長 相馬 憲一

委任を受けた者		委任事務
総合政策部	政策推進課長	所管に係る収入金の収納
	情報政策課長	所管に係る収入金の収納
	危機管理課長	所管に係る収入金の収納
経営管理部	総務課長	所管に係る収入金の収納
	財政課長	所管に係る収入金の収納
	税務課長	市税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の収納その他所管に係る収入金の収納
保健福祉部	健康政策課長	健康診査受診者負担金の収納その他所管に係る収納金の収納
	福祉課長	所管に係る収入金の収納
	子ども幸福課長	所管に係る収入金の収納
	保育課長	保育料の収納その他所管に係る収入金の収納

	しんとみ保育園長	保育料の収納他所管に係る収入金の収納
	すさぎ保育園長	保育料の収納他所管に係る収入金の収納
	高齢者幸福課長	所管に係る収入金の収納
市民生活部	国保年金課長	所管に係る収入金の収納
	市民課長	所管に係る収入金の収納
	生活環境課長	公共交通使用料の収納他所管に係る収入金の収納
	湯津上支所総合窓口課長	市税の収納他所管に係る収入金の収納
	黒羽支所総合窓口課長	市税、体育施設使用料（黒羽地区に限る）の収納他所管に係る収入金の収納
産業文化部	農政課長	所管に係る収入金の収納
	農林整備課長	所管に係る収入金の収納
	商工観光課長	市民交流センター施設使用料の収納他所管に係る収入金の収納
	文化振興課長	文化施設使用料の収納、那須与一伝承館、黒羽芭蕉の館、なす風土記の丘湯津上資料館に関する収入金他所管に係る収入金の収納
建設部	道路課長	道路占用料他所管に係る収入金の収納
	都市計画課長	物品売払代金の収納他所管に係る収入金の収納
	建築住宅課長	市営住宅及び市有住宅使用料の収納他所管に係る収入金の収納
会計課	会計管理者兼会計課長	歳計現金及び歳入歳出外現金の収納

議会事務局	議事課長	所管に係る収入金の収納
監査委員事務局長		所管に係る収入金の収納
選挙管理委員会事務局長		所管に係る収入金の収納
農業委員会事務局長		証明手数料の収納その他所管に係る収入金の収納
教育部	教育総務課長	奨学金返還金の収納、給食費その他所管に係る収入金の収納
	小学校長	給食費その他所管に係る収入金の収納
	中学校長	給食費その他所管に係る収入金の収納
	学校教育課長	所管に係る収入金の収納
	生涯学習課長	生涯学習センター、ふれあいの丘、同自然観察館、同天文館に係る収入金及び地区公民館使用料の収納その他所管に係る収入金の収納
	地区公民館長	地区公民館使用料の収納その他所管に係る収入金の収納
	スポーツ振興課長	体育施設使用料の収納その他所管に係る収入金の収納